

令和7年度 第7回大潟区地域協議会次第

日時 令和7年10月16日（木）午後7時00分から
会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 諒問事項

(1) 大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用時間及び休館日の変更について

…資料No.1

4 報告事項

(1) 公の施設の使用料等の見直しについて …資料No.2.3

(2) 大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用料金の変更について …資料No.4

5 協議事項

(1) 大潟区の「地域の魅力の向上」及び「まちづくり」について

6 その他

・今年度の視察先について

・次回地域協議会開催予定日

11月 20日（木）午後7時00分

7 閉会

～終了後～

●大潟かっぱ祭り在り方検討委員会の報告 ほか

令和7年10月16日(木)
第7回大潟区地域協議会
資料No.1

上観第492号
令和7年10月10日

大潟区地域協議会
会長　土屋 郁夫 様

上越市長　中川 幹太
(文化観光部観光振興課)

大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第65号　　大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用時間及び休館日の変更について

※　諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

物価高騰など、経営環境が変化する中において、日帰り宿泊温浴施設等の安定的な運営が必要であることから、大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用時間及び休館日を変更することに関し、大潟区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

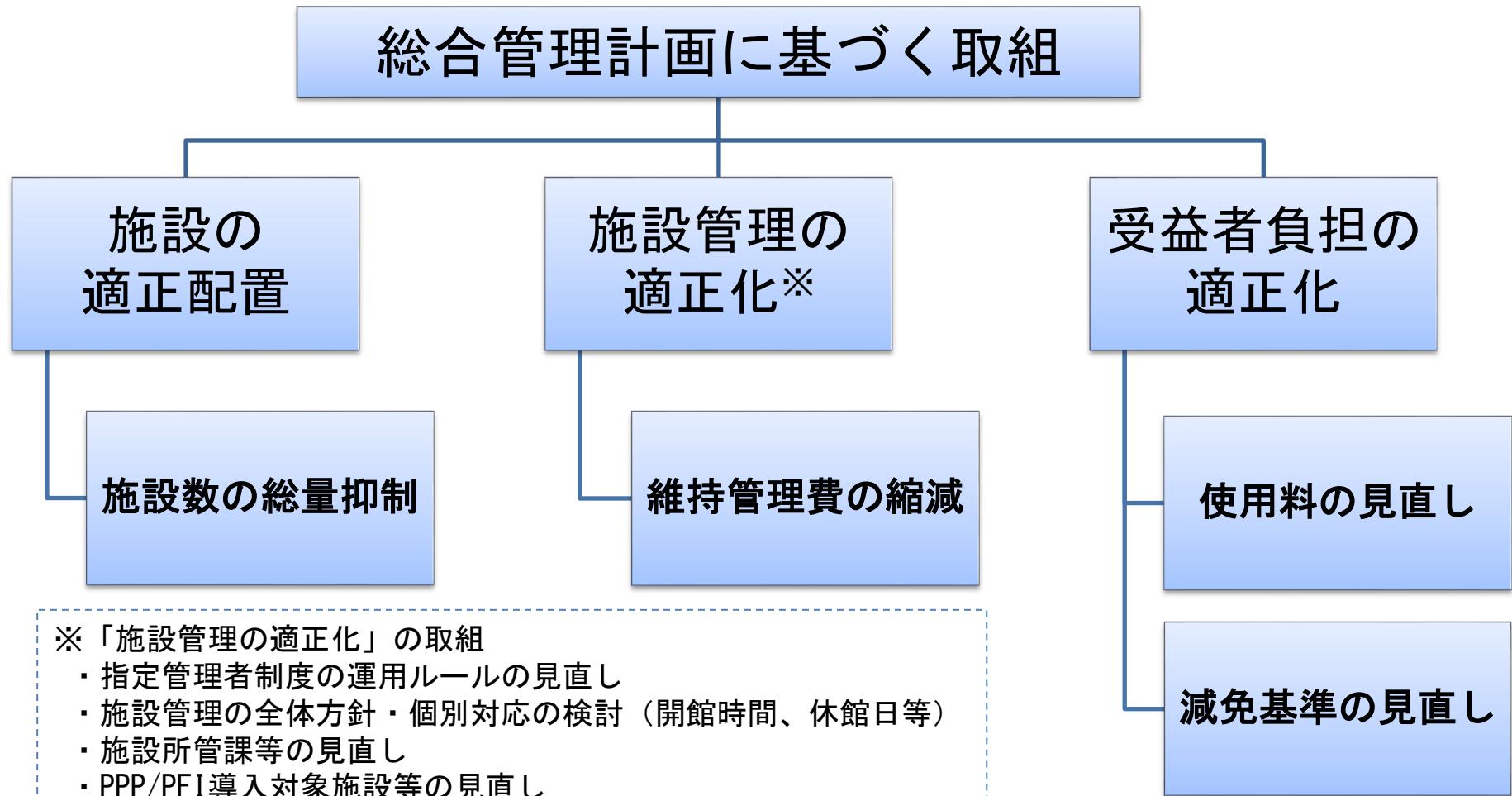
別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p>1 利用時間</p> <p>鵜の浜人魚館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 11月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後9時まで</p> <p>(2) 4月1日から10月31日まで 午前10時から午後9時30分まで</p>	<p>1 利用時間</p> <p>鵜の浜人魚館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>浴室、トレーニング室、大広間、和室</u> 次のとおりとする。</p> <p>ア 11月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後8時まで</p> <p>イ 4月1日から10月31日まで 午前10時から午後9時まで</p> <p>(2) プール 次のとおりとする。</p> <p>ア 平日 午後1時から午後6時まで</p> <p>イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前10時から午後6時まで</p> <p>(3) 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時までとする。</p>
<p>2 休館日</p> <p>鵜の浜人魚館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>火曜日</u>。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(2) 12月31日及び翌年1月1日</p>	<p>2 休館日</p> <p>鵜の浜人魚館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>水曜日</u>。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(2) 12月31日及び翌年1月1日</p>

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

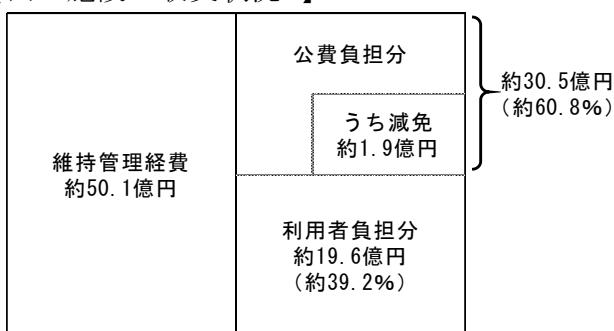
(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

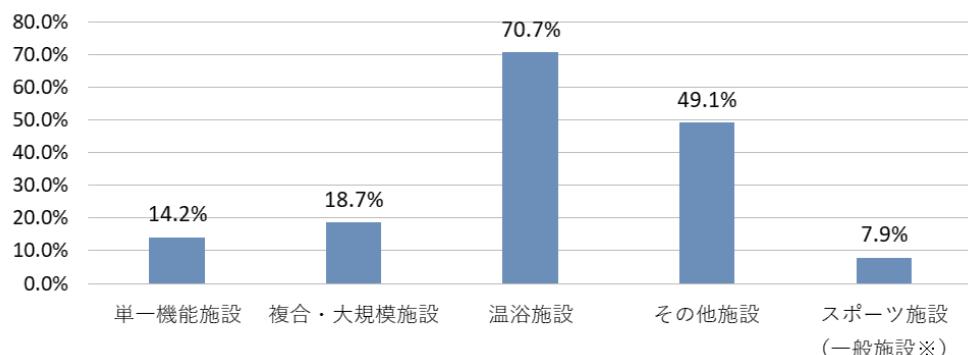
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成27年10月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

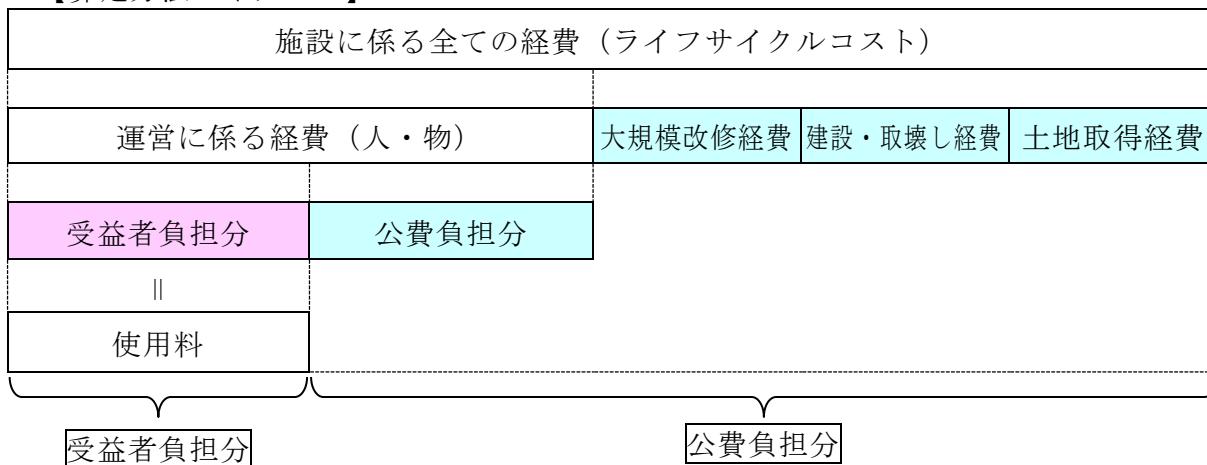
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいており、受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設(必需的な施設)は、市民の必要性が高く、より多くの公費(税)を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性 (選択性)	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
選択性		公益的	
必需的		私益的	
提供するサービスの公益性（私益性）			

(4) 原価の考え方

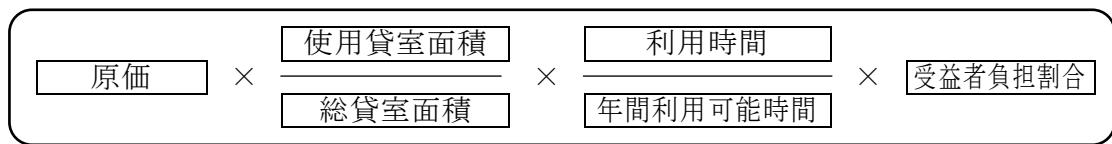
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

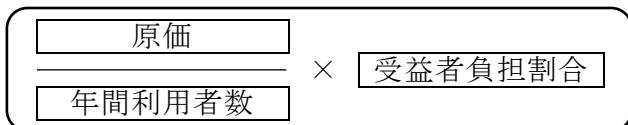
ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利用料金の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

1 施設の収支・利用状況(R6年度)

利用者数	市の収入 【A】	市の支出 【B】	公費投入額 【C】B-A	利用料金等収入 【D】	維持管理経費 【E】	受益者負担割合 【F】D/E
80,350人	0千円	57,057千円	57,057千円	64,189千円	121,246千円	52.9%

【A】～【E】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【A】指定管理者制度導入については、利用料金収入は、市の収入とはならない。

【B】市の支出には、指定管理委託料を含む。

【D】利用料金等収入には、利用料金のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

2 利用料金の変更案

No.	現行(改定前)				
	区分①	区分②	料金単位	料金	変更案の料金単位に換算した額【G】
1	浴場	中学生以上	1人1回	800円	800円
2		小学生	1人1回	350円	350円
3		未就学児	1人1回	350円	350円
4	プール	中学生以上	1人1回	1,050円	1,050円
5		小学生	1人1回	630円	630円
6		未就学児	1人1回	630円	630円
7	浴場及びプール	中学生以上	1人1回	1,670円	1,670円
8		小学生	1人1回	890円	890円
9		未就学児	1人1回	890円	660円
10	トレーニング室		4時間	8,390円	2,098円
11	和室	1室	2時間	3,150円	1,575円
12		2室つなげて 一体的に利 用する場合	2時間	5,240円	2,620円
13		3室つなげて 一体的に利 用する場合	2時間	8,390円	4,195円

変更案			
料金単位	料金 【H】	増減額 (H-G)	増減率 (H/G)
1人1回	1,050円	250円	1.3
1人1回	350円	0円	1.0
1人1回	100円	-250円	0.3
1人1回	1,050円	0円	1.0
1人1回	630円	0円	1.0
1人1回	630円	0円	1.0
1人1回	1,900円	230円	1.1
1人1回	890円	0円	1.0
1人1回	660円	0円	1.0
1時間	2,100円	3円	1.0
1時間	2,600円	1,025円	1.7
1時間	3,900円	1,280円	1.5
1時間	6,500円	2,305円	1.5

No.	現行(改定前)				
	区分①	区分②	料金単位	料金	変更案の料金単位に換算した額【G】
14 【定期利用券】 浴場及びプール	中学生以上	1月	19,790円		
15		3月	46,780円		
16		小学生以下	11,470円		
17 【定期利用券】 浴場	中学生以上	1月	12,450円		
18		3月	33,160円		
19 【回数券】 浴場	中学生以上	12枚つづり	8,000円	6,667円	
20 【回数券】 プール	中学生以上	12枚つづり	10,500円	8,750円	
21 【回数券】 浴場及びプール	中学生以上	12枚つづり	16,700円	13,917円	

変更案			
料金単位	料金【H】	増減額(H-G)	増減率(H/G)
1月	21,600円	1,810円	1.1
3月	48,600円	1,820円	1.0
1月	12,640円	1,170円	1.1
1月	15,200円	2,750円	1.2
3月	33,160円	0円	1.0
10枚つづり	9,550円	2,883円	1.4
10枚つづり	9,450円	700円	1.1
10枚つづり	17,200円	3,283円	1.2

【H】料金の変更案に記載の金額は条例に定める上限額であり、実際の運用額と異なる場合がある。

【その他特記事項】

「2 利用料金の変更案」について

- ・No.10について、これまで4時間当たりで利用料金を設定していたが、1時間当たりの利用料金に設定するもの
- ・No.11からNo.13について、これまで2時間当たりで利用料金を設定していたが、1時間当たりの利用料金に設定するもの
- ・No.19及びNo.21について、これまで12枚綴りとしていたが、10枚綴りにするもの

	令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）			令和9年度（2027年度）			令和10年度（2028年度）			
委員の活動	任期の2年目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問への答申 ・ 自主的な審議 10月現在、2つのグループで各テーマを検討中 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査、活動への反映 ・ 世帯向けの地域協議会だよりを作成、配布 ・ 必要により勉強会を開催 ・ 地域自治推進プロジェクトへの対応（アンケート回答、意見交換等） ・ 委員研修会の実施（頸北地区、大潟区単独） ・ 地域ビジョンの策定を検討？ ・ 自己研鑽（地域運営組織に関する連続講座などに出席） 			任期の3年目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問への答申 ・ 自主的な審議 ・ 活動報告会などの主催 ・ 世帯向けの地域協議会だよりを作成、配布 ・ 必要により勉強会を開催 ・ 委員研修会の実施（頸北地区、大潟区単独） 以上の他、必要な活動を実施 			任期の4年目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問への答申 ・ 自主的な審議 ・ 活動報告会などの主催 ・ 世帯向けの地域協議会だよりを作成、配布 ・ 必要により勉強会を開催 ・ 委員研修会の実施（頸北地区、大潟区単独） 以上の他、必要な活動を実施 						
	地域協議会	上越市（行政、議会）	その他動向	地域協議会	上越市（行政、議会）	その他動向	地域協議会	上越市（行政、議会）	その他動向	地域協議会	上越市（行政、議会）	その他動向	
4月	・定例会			・定例会	地域自治推進プロジェクト（地域協議会、財源支援の仕組み、地域の団体、総合事務所とまちづくりセンター） <ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者審議会（仮） ・ 地域協議会諮問・答申 ・ 所管事務調査 ・ パブリックコメント ・ 議会議決、公布 <p>備考：令和7年6月の地域政策課公表資料より抜粋</p>			・任期満了	・市議会議員選挙				
5月	・定例会			・定例会									
6月	・頸北地区合同研修会 ・定例会	・市議会	・地域政策課と委員との意見交換	・定例会	・市議会		・定例会	・市議会		・市議会			
7月	・定例会			・定例会			・定例会						
8月	・定例会			・定例会			・定例会						
9月	・定例会	・市議会		・定例会	・市議会		・定例会	・市議会					
10月	・勉強会（答申案件） ・定例会	・市長選挙 ・市議會議員補欠選挙	・大潟区連絡会議	・定例会			・定例会						
11月	・定例会			・定例会			・定例会						
12月	・視察研修? ・定例会	・市議会		・定例会	・市議会		・定例会	・市議会					
1月	・定例会		・大潟区新年会	・定例会		・大潟区新年会	・定例会		・大潟区新年会				
2月	・定例会 第1回参加型フォーラム?			・定例会			・定例会						
3月	・定例会 (正副会長：選挙?)	・市議会	・地域政策課：方策案の公表	・定例会	・市議会		・定例会 最終会合?	・市議会					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副会長は定例会前に大潟区総合事務所（事務局）と打ち合わせ ・ 会長は事務局作成の会議録をチェックし、必要があれば修正を依頼 ・ 頸北地区正副会長会議に出席（年に数回、市長・市議會議員との懇談あり） ・ 会長は必要により大潟区連絡会議を主催（地域協議会、まちづくり大潟、町内会長協議会、大潟区総合事務所） 						<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長は28区の会長会議に出席（懇親会もある） ・ 地域協議会が大潟区新年会を主催 ・ 会長出席の各種の会合等（柿崎病院の後援会理事会：年に数回出席、かっぱ祭り、消防連合演習、大潟町小学校の行事、敬老会、他） ・ 場合により他区の地域協議会と会合を開催 						

令和7年10月16日(木)
第7回大潟区地域協議会
資料No.6
土屋会長作成

大潟区の活性化に向けた住民参加型フォーラム開催（提案）

これまでの自主的な審議を踏まえて、住民参加による大潟区の活性化を検討したいと考え、提案致します。

- 1 開催の目的：住民参加型フォーラムを開催し、大潟区の活性化や将来像を具体化する。
- 2 開催への準備：板倉区の地域づくりへの取り組みを参考にする。板倉区では今年度に次の活動を行い、将来像などを検討し、成果を発表する予定である。
 - ① 地域フォーラムの開催（8月19日 火曜日）
 - ② 住民ワークショップを3回開催、中学生のレゴワークショップを1回開催（9月～11月）
 - ③ 上記②の成果発表会（12月14日 日曜日）

大潟区地域協議会委員は、視察研修で上記の③成果発表会を傍聴して大潟区での開催内容を検討する。

- 3 大潟区での住民参加型フォーラム開催：3回連続でのフォーラムを開催する。理由としては、市内の他の区で実施されてきたワークショップは、3回の会合を行ない成果を得ている。そのため、大潟区でも一定の成果を得るためにには3回のフォーラムが必要であると考えられる。
- 4 フォーラムの叩き台：12月をめどに初回の開催を周知できるよう、次の点などの検討を行う。

- ・初回開催日：令和8年2月28日（土）13時30分から15時30分の2時間。
- ・開催目的：地域の将来像を描くためのアイデア出し、課題や問題の抽出など
- ・会場：大潟区コミュニティプラザとし、オンラインも併用する。現地の様子を録画し、記録はオンライン上に限定公開する。
- ・参加者：主催側の委員は14名、中高生が10名、20代から40代が10名、50代以降が10名程度。
- ・オブザーバーは10名程度。
- ・ワールドカフェ方式やえんたくん方式など、意見を出しやすい形式で実施する。参加者人数に応じて、ファシリテーターを配置する。
- ・2回目：初回の情報をもとに異なる参加者も想定、議論の方向性を決めていくことを目的とする。
- ・3回目：将来像の提案を決定する。1か月後くらいに市民向け発表会なども行う。

5 参考：生成AIを使っての検討事例

全体設計のポイント				
回	目的	主な内容	参加者の特徴	成果物
第1回	意見の収集・課題の抽出	ワールドカフェ／えんたくん方式で自由討議	多世代・多様な視点を持つ住民	地域の課題・資源・アイデアの可視化
第2回	情報の整理と方向性の検討	グループワーク+投票・優先順位付け	新規参加者も含む	将来像の方向性（複数案）
第3回	将来像の提案決定	プレゼン+フィードバック+合意形成	コアメンバー+関心層	地域の将来像（1案）と実行のヒント

6 各回の具体的な進行案

第1回：対話と発見の場（ワールドカフェ／えんたくん）

目的：地域の現状や課題、資源、夢を多様な視点から洗い出す 構成案：

- 13:30～14:15 | 上越市の現状や将来見通しなどを説明（市役所職員）
- 14:20～15:00 | ワールドカフェ（2ラウンド×20分）
 - テーマ例：「この地域の魅力」「困っていること」「未来にあつたらいいもの」
- 15:00～15:15 | 全体共有・ふりかえり
- 15:15～15:30 | 次回予告・アンケート記入など

工夫 :

- 中高生や若者が発言しやすいよう、世代混合テーブルにする
- ファシリテーターを配置し、意見を引き出す
- 模造紙や付箋で視覚的に記録
-

第2回：方向性の整理と選定

目的：第1回の意見をもとに、将来像の方向性を絞る 構成案：

- 13:30～13:45 | 前回のふりかえり・目的共有
- 13:45～14:30 | グループワーク（方向性の案出しと整理）
- 14:30～15:00 | 方向性案の発表と投票・優先順位付け
- 15:00～15:30 | 全体共有・次回に向けた準備

工夫 :

- 新規参加者にもわかるよう、前回の記録をビジュアルで提示
- オンライン参加者も投票できる仕組み（Google フォームなど）を用意
- 多様な視点を尊重しつつ、実現可能性も考慮
-

第3回：将来像の提案決定

目的：地域の将来像を1つにまとめ、発表会に向けて準備 構成案：

- 13:30～13:45 | これまでの流れの確認
- 13:45～14:30 | 将来像案のプレゼン（複数案）+質疑応答
- 14:30～15:00 | 合意形成（投票・ディスカッション）
- 15:00～15:30 | 発表会に向けた役割分担・ふりかえり

工夫 :

- プrezenは中高生や若者にも担当してもらうと効果的
- 合意形成は「納得解」を目指し、少数意見も尊重
- 発表会に向けた「ストーリー性」や「ビジュアル」も意識
-

◆ その他の工夫ポイント

- 記録の活用：録画・記録は次回の冒頭で活用し、継続性を確保
- オンライン参加者への配慮：Zoom のブレイクアウトルームやチャット活用
- 発表会の演出：パネル展示、動画上映、参加者の声の紹介などで魅せる
- 広報戦略：SNS や地域回覧板、学校・商店との連携で参加者を広げる

必要であれば、各回の進行台本やファシリテーター用のガイドも一緒に考えられますよ。どのような雰囲気のフォーラムにしたいか、もう少し教えていただければ、さらに具体的にご提案できます。

以上

大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館

1 施設の概要

施設名 称	大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館
所 在 地	上越市大潟区九戸浜 241 番地 8
設 置 年 度	平成 9 年度
構 造	鉄骨造
面 積	延床 3,138 m ²
管 理	指定管理 指定期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 指定管理者：ネクストリゾート上越株式会社

2 施設の利用状況

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	77,493 人	88,239 人	80,350 人
うち日帰り温浴	47,339 人	55,260 人	51,194 人
うちプール	6,905 人	5,917 人	6,037 人
うち共通	1,628 人	1,729 人	1,461 人
うちプール教室	1,849 人	3,377 人	3,089 人
うち各種健康教室	1,937 人	1,759 人	1,867 人
うち食堂等	17,835 人	20,197 人	16,702 人

3 指定管理者制度導入施設における市の収支状況

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 収入	-	847	-
修繕料	19,533	12,887	4,210
鵜の浜人魚館管理運営委託料	43,640	50,127	45,565
再算定による増減額	-	△537	-
その他委託料	3,224	3,731	3,224
② 支出			
使用料及び賃借料	841	841	841
備品購入費	-	-	3,080
エネルギー価格高騰補填金	10,174	523	-
令和 6 年能登半島地震損害補填金	-	342	-
その他	88	88	137
合計	77,500	68,539	57,057
③ 公費投入額 (②) - ①)	77,500	67,692	57,057
④ 利用者 1 人当たりの公費投入額 (単位 : 円)	1,000	767	710

4 指定管理者の収支状況

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①収入	利用料金収入	27,537	28,559	29,107
	鵜の浜人魚館 管理運営委託料	39,672	45,570	41,423
	再算定による 増減額	-	△488	-
	エネルギー価格高騰 補填金	10,174	523	-
	令和6年能登半島地 震損害補填金	-	342	-
	その他	26,864	33,635	35,082
②支出		102,850	106,823	106,812
差引 (①-②)		1,397	1,806	△1,200

※金額は全て税抜き

○指定管理者による収支改善等の取組

- ・冬期間を中心に、プールの一般利用者の利用時間を見直すなど効率的な営業を実施し、光熱水費を始めとする経費を削減した。
- ・イベントや新メニューについて、定期的に地元紙に掲載したほか、子ども向けイベントの開催、ホームページやSNSを活用した情報提供を行い、誘客に努めた。